

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)ホームページに掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 別紙の通り
 - (2) 形式 GIF(アニメーション可)、JPEG 又はPNG。ただし、アニメーションGIF など動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の目への負担が大きくなるようなものであること。
 - (3) 容量 200kb 以下
- 2 広告枠の位置は、理事長が定める。

(掲載に適さないもの)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、事業団ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業団ホームページに掲載する広告として適当でないと理事長が判断するもの

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、別紙の通りとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月を単位とする。毎月1日(以下「更新日」という。)から次の更新日の前日までの1月単位とする。ただし、更新日の前日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその直前の平日とする。

(掲載申込及び掲載する広告の決定)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込書を希望掲載開始月の前月10日まで

に提出することにより、掲載を申し込むものとする。

2 理事長は、前項の規定による掲載申込があった場合に必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 理事長は、第1項の規定による掲載申込があったときは、第3条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第7条 前条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、希望掲載開始月の前月20日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿(画像データに限る。以下この要領において同じ。)を自己の負担により作成し、希望掲載開始月の前月20日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書記載の内容と相違していないこと、第3条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。

3 理事長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第9条 理事長は、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

(3) 第8条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) その他事業団ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 当事業団は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取りやめの申出)

第11条 広告主は、別に定める申出書の提出により、事業団ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 理事長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。

3 既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割とし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる理由により、当事業団が事業団ホームページの運営を一時停止した場合(一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第7条第3項の規定により決定を受けた事業団ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

広告枠の規格について

枠	内容
A枠	TOPページのみ表示。1~5種類のバナーが交代で8秒ごとに繰り返し表示。 【大きさ】680px(幅)×260px(高さ) 【金額】50,000円/月額 ※仙台圏のスポーツ関連情報(イベント・スクール等開催)等に限る
B枠	ナビ内約100ページで表示(施設専用ホームページ・イベントページを除く)。 1~5種類のバナーがページを開く度にランダムに表示。 【大きさ】468px(幅)×60px(高さ) 【金額】10,000円/月額
C枠	ナビ内約100ページで表示(施設専用ホームページ・イベントページを除く)。 【大きさ】250px(幅)×250px(高さ) 【金額】20,000円/月額
D枠	TOPページのみ表示。 【大きさ】50px(幅)×60px(高さ) 【金額】5,000円/月額
A+B枠	【大きさ】上記参照。 【金額】55,000円/月額
A+C枠	【大きさ】上記参照。 【金額】65,000円/月額

